

移行期間(ステップ②～)における福島市の対応

令和2年6月19日

福島市

1. 基本的な対応方針

- ① 緊急事態宣言の解除後も気を緩めることなく、感染拡大防止の取組を徹底する
- ② 社会経済活動の回復に向けて段階的に活動を拡大する
- ③ 新しい生活様式の定着を図りながら、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。
- ④ 地域の総力を結集して乗り越える

2. 「新しい生活様式」の定着等に向けた協力要請等

県の協力要請を市民に周知する。

- i 日々の暮らしの感染防止対策
- ii 職場における感染防止対策
- iii 移動に関する感染防止対策

・県外との往来は、移動先(地域)の感染状況を確認し、マスクの着用などの感染防止対策を徹底するなど慎重に行動すること。

・継続して感染者が発生しているなど相対的に感染リスクの高い地域に移動する場合や、そうした地域から家族が帰省する場合等には、移動後2週間の行動歴を記録するなど、感染拡大のリスクを最小限にするための協力を依頼。

～「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」P2参照

- iv 感染拡大の兆候や施設、催物等におけるクラスターの発生があった場合、県と連携し、市民、施設管理者及びイベント等の主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

～ 「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」P2参照

3. 学校の対応

- ① 6月8日からは、3密を防ぐ等、感染症予防対策を講じたうえで通常授業を実施。部活動についても、制限を設けながら段階的に実施する。
- ② 他の都道府県等に移動する校外学習や宿泊を伴う学校行事等、県が指針の中で感染リスクが高い学習活動として示したものについては、今後の感染の状況を確認し、慎重に再開する。
- ③ 臨時休業によって実施できなかった授業時数を確保し、児童生徒の学習の充実を図るため、本年度に限り、夏季休業期間を短縮し、8月8日～8月21日の14日間とする。

4. 幼稚園の対応

- ① 市立幼稚園は6月15日から、3密を防ぐ等、感染症予防対策を講じたうえで通常保育を実施。
- ② 臨時休園によって実施できなかった教育日数を確保し、園児の教育活動の充実を図るため、本年度に限り、夏季休業期間を短縮し、8月1日～8月21日の21日間とする。

5. 保育所・認定こども園の対応

- ① 市立保育所・認定こども園については引き続き、3密を防ぐ等、感染症予防対策を講じたうえで開園する。
- ② 私立認可保育所・認定こども園等・認可外保育所についても、市立と同様の対応を依頼。
- ③ 市立認定こども園(1号認定児)については、臨時休園によって実施できなかった教育日数を確保し、園児の教育活動の充実を図るため、本年度に限り、夏季休業期間を短縮し、8月1日～8月21日の21日間とする。

6. 市有施設の取扱い

- ① 市有施設の利用に当たっては、利用施設に応じ、手洗いや手指の消毒、マスク着用など、感染防止対策を徹底する。
- ② 入場制限など、施設の利用に制限が伴う場合は、利用者への周知を徹底する。
- ③ イベント等に係る新規の予約受付は、7. イベント等の取扱いと合わせ段階的に緩和する。

7. イベント等の取扱い

- ① 全国的かつ大規模なイベント等の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期とするよう、慎重な対応を協力要請。
- ② イベント等を開催する場合には、下記のとおり「3密」にならないよう適切な感染防止対策を講じたうえで行うよう依頼する。
- ③ イベントの主催者等は、あらかじめ感染症が発生した場合の参加者への対応を検討するなど(参加者の名簿作成や接触確認アプリの活用など)、感染拡大のリスクを最小限にするための協力を依頼。

【6月19日～7月9日まで】

- ・屋内、屋外ともに1,000人以下
- ・屋内にあつては収容定員の半分程度以内の参加人数とすること。
- ・屋外にあつては人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)
- ・密閉された空間での大声の発声、歌唱、近接した距離での会話を伴うイベントへの慎重な対応

【7月10日～7月31日まで】

- ・屋内、屋外ともに5,000人以下
 - ・屋内にあつては収容定員の半分程度以内の参加人数とすること。
 - ・屋外にあつては人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)
- ④ 市主催のイベントについても、①～③の内容に沿って対応する。
 - ⑤ 人数の管理が困難な行事については、地域で行われる盆踊り等、広域的な人の移動が見込まれない行事であつて、参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止策を講ずること。

祭り、花火大会等、広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討すること。

～ 「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」P2、11～14参照

8. 緊急支援策第5弾の実施

「新しい生活様式」の定着を進めながら、今後も気を緩めることなく、感染防止と社会経済活動の回復の両立を図るため、段階的に活動を拡大していく方針のもと、国や県の動向を踏まえ、引き続き感染防止対策、市民生活支援、地域経済対策の3本を軸に、第5弾の緊急支援策を実施する。